

所得税の確定申告!

所得税の問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511

ネットなら便利! 24時間 確定申告



- 確定申告書等作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です
- e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告が可能です (メンテナンス時間を除きます)

※ 作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます

www.nta.go.jp

e-Taxの準備はお早めに! 申告と納税は期限内に!

所得税 2月16日(木)～3月15日(木)	贈与税 2月1日(水)～3月15日(木)	消費税・地方消費税(個人事業主) 1月4日(水)～4月2日(月)
--------------------------	-------------------------	-------------------------------------

平日(月～金)以外でも、一部の税種等では2012年10月1日～2012年12月31日限定で申告書の提出・申告書の受け付けを行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。消費税(個人事業主)は、申告書と同日の申告が必要です。

納税は便利な振替納税で!

振替日(振替納税の場合)	申告所得税 4月20日(金)	消費税・地方消費税(個人事業主) 4月25日(水)
--------------	----------------	---------------------------

電子証明書 ICカード
を準備して、e-Taxで所得税の確定申告をすると、

- 最高4,000円の税額控除
- 国民年金・公費から電子申告
- 楽付書類の提出省略
- 楽付が2サービス

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク ☎0570-015901

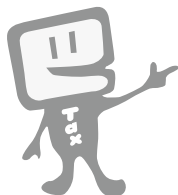
e-Taxの利用に関しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(個人事業主向け)、ICカードリーダーソフトの購入などの事前準備が必要です。

 岡崎税務署

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を営む人のほかに、サラリーマンや年金の受給者の人も対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認し、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

所得税・消費税の確定申告



所得税の問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511

※税務署では、電話受付を自動音声により案内しています。
所得税・消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。

… 確定申告書作成会場 …

と き	2月16日(木)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く。 (2月19日、26日の日曜日は開設します。)
	午前9時～午後5時 ※午後4時以降、混雑している場合は、案内を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
と ころ	岡崎合同庁舎5階会議室(岡崎市羽根町北乾地50-1) ※申告書の提出のみの人は1階でご提出ください。
内 容	パソコンを利用した確定申告書などの作成 (税務署の職員がアドバイスをします。)

所得税の確定申告が必要な人

事業所得・不動産所得がある場合

各種所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの所得控除の合計額より多い人

給与所得がある人

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1カ所から受けていて、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人

公的年金などに係る雑所得のみの人

公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人(平成23年分以後は、収入金額が400万円以下の場合を除く)

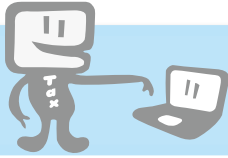
所得税の確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入または増改築した人
- ②医療費の支払いが多額な人
- ③災害や盗難に遭った人
- ④年の途中で退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人
- ⑤年末調整で控除の手続きを忘れた人

確定申告に必要なもの

- ①確定申告書(郵送された人のみ)、税務署からのお知らせはがき(郵送された人のみ)
※平成23年分の確定申告用紙は、2月上旬までに送付する予定です。
 - ②源泉徴収票の原本(給与や年金のある場合)
 - ③医療費の領収書や生命保険料の払込証明書など、各種控除を受けるための書類
 - ④印鑑(朱肉が必要なもの)
- ※上記以外の書類などが必要となる場合もあります。詳細は税務署へお尋ねください。



さあ！ネットで申告

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば（オンラインで取得できます）、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で所得税・消費税の申告書などを作成できます

パソコンの画面上の案内に従って入力すれば、ご自宅で24時間いつでも所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の確定申告書などが作成できます。

○国税庁ホームページで作成した申告書などは、①印刷して郵送などで提出、②国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、自宅からインターネットで送信することができます

作成した確定申告書などは、プリンタで印刷（白黒印刷可）し、郵送などで税務署へ提出することができます。

また、e-Taxを利用して、自宅からインターネットで送信することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

●所得税の確定申告 e-Tax をご利用いただくメリット

e-Taxを利用すると、

①最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除ができます。（平成19年分から平成22年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません）

②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称、支払金額など）を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。（3週間程度に短縮）

④24時間受付

e-Taxの受付時間（送信可能時間）

平成24年1月16日（月）から所得税の確定申告期限の3月15日（木）までは、メンテナンス時間を除き、24時間の利用が可能です。

平成24年3月16日（金）以降は、月曜日から金曜日（祝日などを除く）午前8時30分から午後9時の利用が可能です。

税理士による

無料税務相談所

所得税および消費税・地方消費税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

なお、譲渡・山林所得、贈与税、消費税の新規課税事業者のうち申告書の作成に長時間を要する人、青色申告特別控除65万円を受けようとする人のうち決算書の作成に長時間を要する人などは、当相談所では相談できませんので、税務署の確定申告会場をご利用ください。

とき 2月16日（木）～2月23日（木）

※土・日曜日は除く

午前9時30分～午後4時

※正午から午後1時まででは休憩

ところ 幸田町商工会

協力 東海税理士会岡崎支部

振替納税利用のお願い

所得税や消費税（個人事業者）の納税は、便利で安全な口座振替を、ぜひご利用ください。

振替納税を利用されている人は、預貯金口座から自動引き落としされます。

所得税の振替日 4月20日（金）

消費税の振替日 4月25日（水）

平成24年度町県民税の 申告が始まります

町県民税の問合せ 税務課町民税 G (内線 161・162)

平成 24 年度町県民税の申告期間は、2月 16 日 (木) ～3月 15 日 (木) ※ 土・日曜日を除く

◆ 町県民税の申告

平成24年1月1日現在、幸田町に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2力所以上から給与を受けた人
 - ② 給与所得者で、勤務先から給与と支払報告書が幸田町に提出されなかった人
 - ③ 昨年中に退職し、再就職していない人
 - ④ 公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けようとする人
 - ⑤ 医療費控除を受けようとする人
 - ⑥ 土地・建物を売った人で、確定申告の提出義務がない人
- 昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。
- 町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。(確定申告に必要なもの参照)

申告期限間近になると大変複雑しますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。申告書は郵送で提出することもできます。申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへ気軽にお尋ねください。

なお、町県民税の申告をしていたかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの正確な判定ができませんので、忘れずに申告してください。

町県民税の申告受付

とき 2月16日(木)～
3月15日(木)
午前9時～正午
午後1時～4時

ところ 役場4階ホール
(確定申告会場)

※町県民税の申告につきま
しては、申告期間以前でも
役場1階7番窓口にて申告
できます。

◆ 確定申告の 受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受け付けますが、対象となる所得は平成23年中の給与、雑(年金、そのほか)、配当、一時に関する申告のみです。なお、住宅借入金等特別控除などの税額控除、雑損控除のある場合は受け付けできません。また、営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株式などの譲渡所得などがある場合も受け付けできませんので、必ず岡崎税務署で申告してください。

町県民税の申告用紙は 1月下旬に郵送しました

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告用紙を郵送しました。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。